

豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、豊田市私立幼稚園保護者の会連合会に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、豊田市私立幼稚園保護者の会連合会に対し、補助金を交付することにより、幼稚園教育に関する進展活動を行い、幼児教育の重要性を認識し意識の向上を図ることを目的とする。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者は、豊田市私立幼稚園保護者の会連合会（以下「補助事業者」という。）とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付対象となる事業経費は、第2条の目的達成のために要する事業経費のうち保護者大会費、消耗品費、講師謝礼、会場借上料、研修費、事務費とする。

2 前項に規定する事業経費を補助基準額とし、補助率は3分の1以内とする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内において、前条の規定に基づいて算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は50,000円を限度額とする。

（補助の条件）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために、会則を設け、目的等を明確にしておかなければならない。

（交付の申請）

第7条 補助事業者は、豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、毎年度5月末日までに市長に提出しなければならない。

（1）収支予算書

（2）会則（原本証明をしたもの）

（3）収支決算書（前年度のもの）

（4）団体調書

（交付決定）

第8条 市長は、提出された補助金交付申請書を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助金交付決定書（様式第2号）を補助事業者に通知するものとする。

（交付の除外要件）

第 8 条の2 前条第 1 項の規定にかかわらず、市長は、第5条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- （1）法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- （2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- （3）法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- （4）法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- （5）法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （6）法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（交付の方法）

第9条 補助金は、補助事業者の請求によりその金額を概算払により7月末日までに交付する。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）収支決算書
- （2）その他市長が必要と認める書類

（確定の通知）

第11条 市長は、補助金の交付額を確定したときは、速やかに補助金確定通知

書（様式第4号）を補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により確定した額が概算払により交付した補助金の額を下回る場合は、補助事業者は、その差額を市長に返還しなければならない。

（検査等）

第12条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して補助事業に関し必要な検査をすることができる。

（交付決定の取消し又は補助金等の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- （1）補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- （2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- （3）補助事業等を中止し、又は廃止したとき。
- （4）補助事業等に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- （5）第8条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- （6）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

（関係書類の整理保存）

第14条 補助事業者は、補助金に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者
住 所
名 称 豊田市私立幼稚園保護者の会連合会
フリガナ
代表者
生年月日 年 月 日生
電話番号

令和 年度 豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助金交付申請書

令和 年度において、豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助事業を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 補助事業等の目的
幼稚園教育に関する進展活動を行い、幼児教育の重要性を認識し、意識の向上を図ることを目的とする。
- 3 添付書類
- ① 収支予算書
 - ② 収支決算書（前年度分）
 - ③ 会 則（原本証明をしたもの）
 - ④ 団体調書

住 所 豊田市
名 称 豊田市私立幼稚園保護者の会連合会
代表者 様

豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助金交付決定書

令和 年 月 日付けにて交付申請のありました、令和 年度豊田市
私立幼稚園保護者の会連合会補助金については、豊田市補助金等交付規則第 5
条の規定により、下記のとおり交付することに決定します。

令和 年 月 日

豊田市長

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助事業等の目的
- （ 1 ） 幼児教育に関する進展活動
 - （ 2 ） 幼児教育に関する意識向上

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

令和 年 月 日

豊田市長 様

（申請者）

住 所
名 称 豊田市私立幼稚園保護者の会連合会
フリガナ
代表者
生年月日 年 月 日生
電話番号

令和 年度 豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助金 実績報告書

令和 年 月 日付豊保育発第 号で補助金等の交付決定を受けた令和 年度豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助事業を完了したので豊田市補助金等交付規則第 1 0 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付年月日及び交付金額
交付年月日 令和 年 月 日
交付金額 金 円
- 2 事業の効果
- 3 添付資料
 - （ 1 ）事業実績報告書
 - （ 2 ）収支決算報告書

様式第4号（第11条関係）

豊保育発 第 号

住 所 豊田市
名 称 豊田市私立幼稚園保護者の会連合会
代表者 様

補助金確定通知書

令和 年 月 日付にて実績報告のありました、令和 年度豊田市私立幼稚園保護者の会連合会補助金については、豊田市補助金等交付規則第11条1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

令和 年 月 日

豊田市長

記

1 補助金の額 金 円

2 この補助金の対象となる事業

注意 この通知による補助金の確定額が概算払により交付した補助金の額を下回る場合は、その差額を返還していただきます。